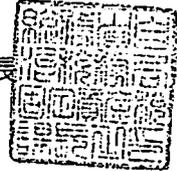




総 税 固 第 9 6 号
平成 1 7 年 1 2 月 2 日

各 都 道 府 県 総 務 部 長
東 京 都 主 税 局 長
(市 町 村 担 当 課 扱 い)
殿

総務省自治税務局固定資産税課長



「建築設計事務所による構造計算書偽装問題」に関連して使用禁止等となった家屋に係る固定資産税及び都市計画税の取扱いについて（通知）

今般の建築設計事務所による構造計算書偽装問題に関連して、使用禁止等となった家屋に係る固定資産税及び都市計画税の取扱いについては、各課税団体の条例に基づき、下記のとおり取り扱うことが適当と考えますので連絡します。

なお、貴都道府県内市町村に対して、速やかに、この旨ご連絡をお願いするとともに、各市町村においては、それぞれの事情を考慮の上、適切に対処していただくよう併せてご連絡をお願いいたします。

記

耐震強度不足が判明し、その結果使用禁止等となった家屋に係る当該年度の固定資産税及び都市計画税については、使用又は収益できなくなったものとみられるところから、自然災害と同様に、減免による対応を行うことが適当であること。

また、使用禁止等となった家屋に係る翌年度以降の課税の取扱いについては、減免又は課税免除による対応を行うことが適当であること。